

諮詢番号：令和5年度諮詢第 6号
答申番号：令和5年度答申第20号

答 申 書

第1 審査会の結論

大阪府〇〇府税事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して、令和4年9月1日付けで行った大阪府税条例（昭和25年大阪府条例第75号）に基づく個人事業税賦課決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

令和3年の収入のうち事業収入は全体の2.3%しかなく、全体の97.7%は新型コロナによる飲食店等に対する営業時間短縮等協力金（以下「時短協力金」という。）による収入である。時短協力金がなければ所得がないにもかかわらず、個人事業税が課税されることに納得できない。

処分庁は、明らかに事業収入ではない時短協力金を課税対象としているが、照会書などを用いて、事業形態や収入の内容等を把握し、課税対象となるのかを判断するべきであり、飲食店業であることを理由に課税されることに納得がいかない。

国民健康保険料や介護保険料には、コロナ減免の特例がある。

新型コロナウイルス感染症による被害は、大きく言えば自然災害であり、個人事業税の減免対象になるものと考えられる。

以上のことから、本件処分の取消しを求める。

2 審査庁

本件審査請求は棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 個人事業税は、一部の例外に該当する場合を除き、当該個人が税務官署に申告又は税務官署が更正等した所得税の課税標準を基準として課税することとされている。

このように所得税の課税標準を基準とすることとしているのは、個人事業税の課税標準の算定方法が所得税の計算方法と同じであることから、所得税における所得金額をそのまま算定することにより、納税義務者に対する二重の税務調査の煩雑さを回避する等、納税義務者等の事務手続の簡素化を図る趣旨と解されている。

これを本件処分についてみると、審査請求人については、令和3年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書とその添付書類(以下「本件申告書等」という。)の内容を確認するに特に例外に該当すると認められるような事実は認められないため、処分庁が自らの調査により個人事業税の課税標準である所得を決定する場合には当たらない。すなわち、審査請求人は、令和4年3月25日に○○税務署長(以下「税務署長」という。)へ本件申告書等を提出しているため、これに記載のある事業所得を基準に、個人事業税が課されることとなる。

また、本件申告書等には、事業所得が3,954,800円と記載されており、処分庁は、当該事業所得を基準として個人事業税の課税標準及び税額を算定しているので、本件処分は、法令に基づいて適切に行われたものと認められる。

(2) 審査請求人は、今回自らが給付を受けた時短協力金は明らかに事業収入ではないと主張しているが、国税庁が示した質疑応答集である「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」(以下「質疑応答集」という。)中「4 新型コロナウイルス感染症に関連する税務上の取扱い関係 問9. 個人に對して国や地方公共団体から助成金が支給された場合の取扱い」において、一部の助成金については、各種根拠法や所得税法に基づき非課税となる旨が定められているが、それ以外の助成金については事業所得・一時所得・雑所得のいずれかに区分され、課税対象となることとされている。

そして、本件における時短協力金のように、事業に關連して支給される助成金については、事業所得等に区分されるものと解されている。

したがって、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点はなく、審査請求人の主張を採用することはできない。

(3) さらに、審査請求人は、新型コロナウイルス感染症による売上減少等の被害は、自然災害による被害と同種のものであるとして、減免制度の対象とするべきである、といった趣旨の主張をしている。

個人事業税の減免については、地方税法(昭和25年法律第226号)。

以下「法」という。) 第72条の62において、天災その他特別な事情があり減免を必要とすると認める者等に限り、条例で定めるところにより、減免することができると規定されており、大阪府税条例(以下「条例」という。)第41条の15において、天災その他の災害により被害を受けたもののうち、必要があると認めるもの等を対象として減免する制度とされている。

そもそも、税の減免制度とは、災害によって納税義務者がその財産について甚大な損害を被った場合に、個々の納税義務者の担税力の減少等に着目して、一旦発生した納税義務の全部又は一部を解除するものであり、徴収の猶予や納期限の延長等の手段を以ってしても、なお納税が困難であると認められるような、担税力の脆弱な者に対する個別的な救済措置として設けられているものである。

本件では、審査請求人が営む飲食店に係る事業において、事業用資産につき災害により損害を受けるなど、審査請求人の担税力の減少等を示す事実は確認されておらず、減免の対象には当たらない。

したがって、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点はなく、審査請求人の主張を採用することはできない。

(4) 他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

令和5年 8月24日	諮詢書の受領
令和5年 8月25日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知の送付 主張書面等の提出期限：9月8日 口頭意見陳述申立期限：9月8日
令和5年 9月11日	第1回審議
令和5年10月12日	第2回審議

第5 審査会の判断

1 法令等の規定

- (1) 個人の行う事業に対する事業税は、個人の行う第一種事業、第二種事業及び第三種事業に対し、当該年度の初日の属する年の前年中における所得を課税標準としてその個人に課する(条例第38条第3項(法第72条の2第3項及び法第72条の49の11第1項参照))。
- (2) 飲食店業は、第一種事業である(法第72条の2第8項第21号)。

- (3) 前記（1）における個人の事業の所得は、所得税の課税標準である所得につき適用される所得税法に規定する不動産所得及び事業所得の計算の例によって算定する（法第72条の49の12第1項）。
- (4) 個人事業税の税率については、第一種事業を行う個人は所得の5%である（条例第41条第6項第1号（法第72条の49の17第1項第1号参照））。
- (5) 個人の行う事業に対し事業税を課する場合においては、道府県知事は、所得税の課税標準である所得のうち不動産所得及び事業所得について当該個人が税務官署に申告し、若しくは修正申告し、又は税務官署が更正し、若しくは決定した課税標準を基準として、事業税を課するものとする（法第72条の50第1項）。
- ただし、この例外として、所得税の課税標準と個人事業税の課税標準が異なることとなる場合等に、道府県知事が自らの調査により課税標準である所得を決定して個人事業税を課す場合が規定されている。具体的には、医業等を行う個人で社会保険診療を行う者、個人事業税を課されない事業とその他の事業を併せて行う者、税務官署に不動産所得又は事業所得を他の種類の所得として申告している者、年の途中において事業を廃止した者（法第72条の50第1項ただし書及び同条第4項）のほか、個人が税務官署に課税標準を申告せず、税務官署も課税標準を決定しないときや、申告はしたが所得控除を控除することによって納付すべき所得税額がなくなる場合（法第72条の50第2項）とされている。
- (6) 事業を行う個人については、当該個人の事業の所得の計算上2,900,000円を控除することとされている（法第72条の49の14第1項）。
- (7) 個人事業税の納税義務者で、事業の所得が、前記（6）の事業主控除2,900,000円を超えるものは、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、当該年の前年中の事業の所得等を知事に申告しなければならないとされている（条例第41条の9第1項（法第72条の55第1項参照））。
- (8) 個人事業税の納税義務者が前年分の所得税につき確定申告書を提出し、又は道府県民税につき個人の道府県民税の申告書を提出した場合には、その確定申告書等が提出された日に、事務所又は事業所所在地の道府県知事に個人事業税の賦課徴収に関する申告がされたものとみなす（法第72条の55の2第1項）。
- (9) 事業税の減免については、天災その他の災害により被害を受けたもののうち、必要があるものとなっている（条例第41条の15第1項第2号（法第72条の62参照））。
- (10) 事業所得を生ずる業務を行う者が当該業務の全部又は一部の休止等の事由により、当該業務の収益の補償として取得する補償金その他これに類

するものは、事業所得の収入金額とされる（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第94条第1項第2号）。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 令和4年3月25日、審査請求人は税務署長に本件申告書等を提出した。本件申告書等には、職業欄に「飲食」と記載され、事業所得として3,954,800円と記載されている。
- (2) 処分庁は、本件申告書等の内容から、審査請求人が処分庁の所管区域内で行う事業を飲食店業に該当すると判断し、事業所得（3,954,800円）を基準とし、事業主控除額2,900,000円を控除した額（千円未満の額を端数処理した額）に第一種事業の税率5%を乗じた最終年税額52,700円（以下「本件年税額」という。）を決定した。
- (3) 令和4年9月1日付で処分庁は審査請求人に対し、令和4年度の個人事業税として、本件年税額の納税を命じる本件処分を行った。
- (4) 令和4年9月20日付で、審査請求人は、本件審査請求を行った。
- (5) 処分庁が、本件審査請求の審理手続において、審理員に提出した質疑応答集には、「4 新型コロナウイルス感染症に関連する税務上の取扱い関係」の「問9. 個人に対して国や地方公共団体から助成金が支給された場合の取扱い」において、事業所得等に区分されるもの（所得税の課税対象となるもの）として、「事業に関連して支給される助成金（例えば、事業者の収入が減少したことに対する補償（中略）を目的として支給するものなど）」と記載されている。

3 判断

(1) 本件処分における税額計算について

ア 前記1(5)のとおり、個人事業税は、例外規定に該当する場合を除き、法第72条の50第1項の規定により、個人が税務官署に申告した等の所得税に係る課税標準を基準として、課税することとされている。

法が、個人事業税について、所得税の課税標準を基準とすることとしているのは、個人事業税の課税標準の算定方法が所得税の所得の計算方法と同じであることから、所得税における所得金額をそのまま基準として個人事業税を算定することによって、納税者に対する二重の税務調査の煩雑さを回避するなど、課税庁及び納税者等の事務手続の簡素化を図る趣旨と解かれている。

本件についてみると、事件記録からは、前記1(5)の法第72条の5

0に示された例外規定の該当性が認められるような事実は見当たらないことから、本件処分にあっては、課税行政庁が自らの調査により個人事業税の課税標準である所得を決定する場合には当たらないと言える。

また、審査請求人は、前記2(1)のとおり、税務署長へ本件申告書等を提出していることから、前記1(8)の法第72条の55の2第1項の規定により、個人事業税の申告が処分庁に行われたとみなされる。

そして、本件申告書等には、前記2(1)のとおり事業所得が3,954,800円と記載されていることから、本件処分において、処分庁が、法第72条の50第1項の規定により、当該事業所得を基準として個人事業税の課税標準及び税額を算定したことに不合理な点は認められない。

イ 一方で、審査請求人は、今回自らが給付を受けた時短協力金は明らかに事業収入ではない旨主張する。

しかしながら、前記1(10)のとおり、所得税法施行令第94条第1項第2号において、当該業務の全部または一部の休止によって当該業務の収益の補償として取得する補償金は、事業所得の収入金額とされている。

また、前記2(5)のとおり、国税庁が示した質疑応答集の4の問9においても、事業に関連して支給される助成金（例えば、事業者の収入が減少したことに対する補償（中略）を目的として支給するものなど）は、事業所得となり所得税の課税対象となることが示されている。

したがって、時短協力金のように、事業に関連して支給される助成金については、事業所得に区分されるものと解される。

ウ 以上のとおり、処分庁は、個人事業税の課税標準となる所得について、事業所得3,954,800円から事業主控除2,900,000円を控除して得られた1,054,000円（千円未満の端数切捨て）を課税標準として、第一種事業の個人事業税の税率である5%を乗じて税額を算定しており、本件処分の金額に違算はなく、不合理な点は認められない。

(2) 減免対象の該当性について

審査請求人は、国民健康保険料等にはコロナ減免の特例があるとして、新型コロナウィルス感染症による売上減少等の被害は、自然災害による被害と同種のものであり、減免制度の対象とするべきである旨主張する。

個人事業税の減免については、前記1(9)のとおり、条例第41条の15第1項第2号において、天災その他の災害により被害を受けたもののうち、必要があると認めるもの等を対象として減免する旨が規定されている。

そもそも、税の減免制度とは、災害によって納税義務者がその財産について甚大な損害を被った場合など、納税義務者における担税力の減少等の事情に着目して、一旦発生した納税義務の全部又は一部を解除するものであり、徴収の猶予や納期限の延長等によっても、なお納税が困難であると認められ

るような、担税力の脆弱な者に対する個別的な救済措置として設けられているものである。

しかしながら、本件では、審査請求人が営む事業において、事業用資産につき災害により損害を受けるなど、審査請求人の担税力の減少等を示す事実は確認されておらず、減免の適用対象に該当しないことは明らかであるから、審査請求人の主張は採用できない。

(3) 結論

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第1部会
委員（部会長） 谷口 勢津夫
委員 西上 治
委員 濱 和哲